

児童手当 制度改正のお知らせ



令和6年10月1日から、児童手当の抜本的拡充のための児童手当法の改正が行われます。

変更点その1 所得制限が撤廃されます。

所得が高く児童手当・特例給付を受給していなかった方も手当を受給できるようになります。

変更点その2 支給期間が延長されます。

18歳に達する日以後の最初の3月31日まで（高校生年代）の子どもも支給対象となります。

変更点その3 第3子以降の手当が増額します。

「監護している高校生年代までの子」及び「監護相当の養育・生計負担をしている22歳に達する日以後の最初の3月31日までの者（大学生年代）」のうち、第3子以降は支給額が月額3万円になります。

（例）大学生年代1人・高校生年代1人・中学生以下1人の場合
→1万円（第2子）＋3万円（第3子）で月額4万円になります。

変更点その4 支給が隔月（偶数月）になります。

手当の支給が4・6・8・10・12・2月の年6回になります。

※支給月に送付していた支払通知書は廃止されます。

上記の変更により、新たに児童手当の受給資格が生じる方及び受給額が増額する方は手続きが必要な場合があります。

（詳しくは「児童手当の抜本的拡充に係る手続きのご案内（裏面）」をご確認ください。）

手続き期間：令和6年9月2日（月）～令和7年3月31日（月）必着

期間内に手続きした場合：手当が令和6年10月分から（遡って）支給されます。

期間を過ぎて手続きした場合：手続きした翌月分の手当から適用されます。

— 公務員の方へ —

公務員の方は勤務先から児童手当が支給されます。

必要な手続き等については、勤務先からの案内をご確認ください。

Q & A

制度改正はいつからですか？

令和6年10月1日に施行され、10月分の手当から適用されます。改正後、最初の支給は12月（10・11月分）です。

手続きは必要ですか？

手続きが必要な方と不要な方がいます。詳しくは、同封している「児童手当の抜本的拡充に係る手続きのご案内（裏面）」をご確認ください。

手続きの有無が判断できない場合は、12月（10・11月分）の支給額が子どもの人数分と一致しているかどうかをご確認ください。支給額が異なる場合、手続きが必要な可能性があります。

受給者は父母等のどちらでも良いですか？

父母等のうち「子の生計を維持する程度が高い者」が受給者となります。「子の生計を維持する程度が高い者」は、所得や住民票上の世帯主、社会保険の扶養、税法上の扶養などの状況を踏まえ総合的に判断されます。

高校生年代の子どもが就職や婚姻・出産している場合も手当は支給されますか？

上記の場合でも、受給資格者となる父母等が当該児童を監護し、かつ、生計を同じくしている場合には、支給対象となります。

ただし、申請者が子の放置・虐待等、当該児童を監護していないと判断される特段の事情を有する場合や、当該児童が独立して生計を営んでいることが明らかである場合は対象になりません。

※「監護」とは…児童の生活について通常必要とされる監督、保護を行っていること
社会通念上考えられる主観的意思と客観的事実が認められること。

大学生年代の子どもが就職や婚姻・出産している場合も第3子以降の多子加算算定対象になりますか？

上記の場合でも、受給資格者となる父母等が当該子について監護相当の養育を行い、かつ、生計費の負担をしている場合には、多子加算の算定対象となります。

ただし、当該子が進学していない場合や婚姻・出産している場合は、監護相当・生計費負担の事実確認ができる書類の提出が必要です。

※「監護相当」とは…監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をしていること。

※「生計費の負担」の事実確認に用いる書類の例

受給者またはその配偶者の被扶養者となっている当該子の健康保険証、仕送りを確認できる通帳、当該子の居住地の家賃や光熱費を支払ったことが分かるもの など

《お問い合わせ》

丸亀市健康福祉部子育て支援課 0877-24-8808